被処分者の氏名又は法人名称	西倉　正五
登録番号又は法人番号	０９０３０３５０
所属する単位会	岩手県行政書士会
事務所名称	西倉行政書士事務所
事務所所在地	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑４５番地２
処分年月日	令和８年９月３０日
処分の内容（種類）	会員権の停止３箇月
上記処分をした理由	・当該会員は、払出しを受けた職務上請求書にて自身が代表を務める法人の社員の社会保険の手続きのため住民票を取得、他にも依頼者を自身の法人とし、居宅工事や建築確認のため住民票を取得した。行政書士法を遵守しておらず、他の法律で制限されている業務を行い、職務目的以外に不正使用していることが確認された。 　このことは、行政書士の信用・品位を害しており、行政書士法第１条の３第２項、岩手県行政書士会職務上請求書取扱規程第２条第１項に違反する行為であり、同会会則第１１２条第１項第２号、同会会員の処分に関する規則第２条第３項第８号により会員権の停止の処分を行う。
上記処分の根拠となった法令及び会則	行政書士法第1条の3第2項違反（業務） 行政書士法第10条違反（信用失墜行為の禁止） 行政書士法第13条違反（会則の遵守義務） 日本行政書士会連合会会則第59条違反（責務） 日本行政書士会連合会会則第61条の2第1項違反(住民票の写し等の交付請求) 日本行政書士会連合会会則第62条第1項違反（法令、会則の遵守等） 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第5条第1項違反（使用の制限） 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第10条違反（譲渡等の禁止） 岩手県行政書士会会則違反第86条(責務) 岩手県行政書士会会則違反第87条(品位保持) 岩手県行政書士会会則違反第106条(会則等の遵守事項) 岩手県行政書士会職務上請求書取扱規程違反第2条第1項(使用の制限) 岩手県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第3項第8号（個人会員の処分）